

## 野外焼却について



草焼きなど野外焼却を行う行為は、火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為として消防署に届け出が必要です。

野外焼却を行う場合は、届け出を行うとともに次のことに注意してください。

- 1 風の強い日には行わない。
- 2 水バケツなど消火の準備をする。
- 3 火をつけたらその場を離れない。
- 4 その場を離れる時や、燃え尽きた際には、確実に消火したか確認する。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部例外を除き廃棄物の焼却は禁止されており、罰則の対象となりますのでご注意ください。

参照：[野外焼却について（島根県ホームページ）](#)